

委員会提出議案第 10 号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 20 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 深 水 隆 司

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則（平成 17 年亀山市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （３）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第 1 章 会議 [第 1 節～第 9 節 略] 第 10 節 会議録（<u>第 83 条—第 84 条の 2</u>） 第 2 章 委員会 第 1 節 総則（<u>第 85 条—第 88 条の 3</u>） [第 2 節～第 6 節 略] [第 3 章～第 6 章 略] 第 7 章 協議又は調整を行うための場 （<u>第 157 条・第 157 条の 2</u>） [第 8 章 略] 第 9 章 補足（<u>第 159 条—第 161</u>	目次 第 1 章 会議 [第 1 節～第 9 節 略] 第 10 節 会議録（<u>第 83 条・第 84 条</u>） 第 2 章 委員会 第 1 節 総則（<u>第 85 条—第 88 条</u>） [第 2 節～第 6 節 略] [第 3 章～第 6 章 略] 第 7 章 協議又は調整を行うための場 （第 157 条） [第 8 章 略] 第 9 章 補足（第 159 条）

条)

附則

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第8条 [略]

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

[2 略]

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

附則

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第8条 [略]

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

[項を加える。]

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

[2 略]

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、<u>議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。</u> 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>許可</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>許可</u>を求めようとするときは、委員会の<u>許可</u>を得て委員長から請求しなければならない。 (投票) 第28条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次、投票する。</u> (開票及び投票の効力) 第30条 [略] [2～3 略] 4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u> (委員会の審査又は調査期限) 第43条 [略] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、<u>議会</u>にお	第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の<u>承認</u>を要する。 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の<u>承認</u>を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。 3 委員会が提出した議案につき第1項の<u>承認</u>を求めようとするときは、委員会の<u>承認</u>を得て委員長から請求しなければならない。 (投票) 第28条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に投入する。</u> (開票及び投票の効力) 第30条 [略] [2～3 略] [項を加える。] (委員会の審査又は調査期限) 第43条 [略] 2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、<u>会議</u>にお
---	--

いて審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第44条の2 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第48条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

[2 略]

(発言の通告及び順序)

第49条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

[2～4 略]

(発言の通告をしない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通

いて審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 [略]

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

[条を加える。]

(発言の許可等)

第48条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

[2 略]

(発言の通告及び順序)

第49条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明については、この限りでない。

[2～4 略]

(発言の通告をしない者の発言)

第50条 発言の通告をしない者は、通

告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

[2～3 略]

(発言内容の制限)

第53条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

[3 略]

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(表決の順序)

第75条 [略]

[2 略]

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において

告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

[2～3 略]

(発言内容の制限)

第53条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

[3 略]

(選挙規定の準用)

第72条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第30条まで、第31条第1項及び第32条の規定を準用する。

(表決の順序)

第75条 [略]

[2 略]

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(公述人の決定)

第78条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長

定め、議長から本人にその旨を通知する。 [2 略] (会議録の記載事項) 第 8 3 条 [略] <u>(会議録の配布)</u> 第 8 3 条の 2 <u>会議録は、議員及び関係者に配布する。</u> <u>(会議録に掲載しない事項)</u> 第 8 3 条の 3 <u>前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 1 1 7 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</u> (会議録署名議員) 第 8 4 条 [略] <u>(会議録の保存年限)</u> 第 8 4 条の 2 <u>会議録の保存年限は、永年とする。</u> (会議の開閉) 第 8 8 条 [略] [2 略] (定足数に関する措置) 第 8 8 条の 2 <u>開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。</u> 2 <u>会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に</u>	から本人にその旨を通知する。 [2 略] (会議録の記載事項) 第 8 3 条 [略] [条を加える。] [条を加える。] (会議録署名議員) 第 8 4 条 [略] [条を加える。] (会議の開閉) 第 8 8 条 [略] [2 略] [条を加える。]
---	--

<u>出席を求めることができる。</u>	
<u>3 会議中定足数を欠くに至ったときは、</u> <u>委員長は、休憩又は散会を宣告する。</u> <u>(出席委員に関する措置)</u>	
<u>第88条の3 この章における出席委員</u> <u>には、法第109条第9項の規定に基</u> <u>づく条例の規定により、映像及び音声</u> <u>の送受信により相手の状態を相互に認</u> <u>識しながら通話をすることができる方</u> <u>法（以下「オンラインによる方法」と</u> <u>いう。）で委員会に出席している委員</u> <u>を含む。</u>	[条を加える。]
(動議の撤回)	(動議の撤回)
第94条 提出者が会議の議題となった 動議を撤回しようとするときは、委員 会の許可を得なければならない。ただ し、会議の議題となる前においては、 委員長の許可を得なければならない。	第94条 提出者が会議の議題となった 動議を撤回しようとするときは、委員 会の承認を要する。
(発言の許可)	(発言の許可)
第108条 委員は、<u>全て</u>委員長の許可 を得た後でなければ発言することがで きない。	第108条 委員は、<u>すべて</u>委員長の許 可を得た後でなければ発言することが できない。
(発言内容の制限)	(発言内容の制限)
第110条 発言は、<u>全て</u>簡明にするも のとして、議題外にわたり、又はその 範囲を超えてはならない。	第110条 発言は、<u>すべて</u>簡明にする ものとして、議題外にわたり、又はそ の範囲を超えてはならない。
[2 略]	[2 略]
(委員外議員の発言)	(委員外議員の発言)
第111条 委員会は、審査又は調査中	第111条 委員会は、審査又は調査中

の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

（委員長の発言）

第112条 〔略〕

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。討論をしたときにおいても、その議題の表決が終わるまでは、同様と

の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

（委員長の発言）

第112条 〔略〕

〔項を加える。〕

<u>する。</u> (発言時間の制限) 第 1 1 3 条 [略] [2 略] <u>(議事進行に関する発言)</u> 第 1 1 3 条の 2 <u>議事進行に関する発言</u> <u>は、議題に直接関係のあるもの又は直</u> <u>ちに処理する必要があるものでなけれ</u> <u>ばならない。</u> <u>2 議事進行に関する発言がその趣旨に</u> <u>反すると認めるときは、委員長は、直</u> <u>ちに制止しなければならない。</u> (不在委員) 第 1 2 1 条 表決の際会議室にいない委 員は、表決に加わることができない。 <u>ただし、法第 1 0 9 条第 9 項に基づく</u> <u>条例の規定によりオンラインによる方</u> <u>法で出席している委員は、この限りで</u> <u>ない。</u> (表決の順序) 第 1 3 0 条 [略] 2 修正案が<u>全て</u>否決されたときは、原 案について表決を採る。 (請願書の記載事項等) 第 1 3 1 条 [略] 2 請願者が法人の場合には、邦文を用 いて、請願の趣旨、提出年月日<u>並びに</u> <u>法人の名称及び所在地を記載し、代表</u> <u>者が署名又は記名押印をしなければな</u>	(発言時間の制限) 第 1 1 3 条 [略] [2 略] [条を加える。] (不在委員) 第 1 2 1 条 表決の際会議室にいない委 員は、表決に加わることができない。 (表決の順序) 第 1 3 0 条 [略] 2 修正案が<u>すべて</u>否決されたときは、 原案について表決を採る。 (請願書の記載事項等) 第 1 3 1 条 [略] 2 請願者が法人の場合には、邦文を用 いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人</u> <u>の名称及び所在地を記載し、代表者が</u> <u>署名又は記名押印をしなければならな</u>
--	---

らない。

[3～4 略]

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

（請願の委員会付託）

第133条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第134条 [略]

い。

[3～4 略]

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

[項を加える。]

（請願の委員会付託）

第133条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認める請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

（紹介議員の委員会出席）

第134条 [略]

[2 略] <u>3 前項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。</u> <u>4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> (請願の審査報告) 第 135 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。 [(1) ～ (2) 略] <u>2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。</u> <u>3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u> (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第 136 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付し	[2 略] [項を加える。] [項を加える。] (請願の審査報告) 第 135 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により<u>意見を付け</u>、議長に報告しなければならない。 [(1) ～ (2) 略] [項を加える。] <u>2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。</u> (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第 136 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付し
---	---

なければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第137条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定の通知)

第142条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第148条 [略]

(資料等の配布許可)

第148条の2 議場又は委員会の会議

なければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第137条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(決定書の交付)

第142条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第144条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ又はかさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第148条 [略]

[条を加える。]

室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならぬ。

(議長の秩序保持権)

第150条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の審査)

第152条 懲罰については、議会は、第36条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(協議又は調整を行うための場)

第157条 [略]

[2～4 略]

(協議等の場の開催方法の特例)

第157条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延によりその構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法

(議長の秩序保持権)

第150条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(懲罰動議の審査)

第152条 懲罰については、議会は、第36条第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

[条を加える。]

(協議又は調整を行うための場)

第157条 [略]

[2～4 略]

[条を加える。]

で協議等の場を開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の例による。

（議員の派遣）

第158条 [略]

第9章 補則

（電子情報処理組織による通知等）

第159条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

（議員の派遣）

第158条 [略]

第9章 補則

[条を加える。]

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第64条、第83条の2、第132条第1項及び第133条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある

場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。
（電磁的記録による作成等）

第160条 この規則の規定（第27条第1項（第72条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行

[条を加える。]

<u>われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u> (会議規則の疑義に対する措置) <u>第161条</u> [略]	(会議規則の疑義に対する措置) <u>第159条</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。